

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条本文中「教職員」を「教育職員（教職員条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条ただし書中「にあつては、当該教職員」を「である者にあつては、当該教育職員」に改める。

第5条第1項本文中「事務職員」を「教育職員以外の者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（正規の勤務時間を超える勤務）

第5条の2 公務のために臨時の必要がある場合においては、教職員（教職員条例第43条第1項に規定する教育職員を除く。）に正規の勤務時間を超える勤務（同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務をいう。以下同じ。）をさせることがある。

2 教職員に対し正規の勤務時間を超える勤務をさせる場合には、教職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

第6条第1項及び第2項中「正規の勤務時間以外の時間における勤務」を「正規の勤務時間を超える勤務」に改める。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

第19条に次の1項を加える。

2 第5条の2及び第6条に規定するもののほか、教育委員会事務局に勤務する教職員（教職員条例第43条第1項に規定する教育職員を除く。）の正規の勤務時間を超える勤務の制限については、教育委員会事務局に勤務する職員であつて京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第2条の4第1項に規定する職員であるものの例による。

別表第4(24)の項中「10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」を「15日」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)